

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

議 会

- 宮城県議会情報セキュリティに関する規程を廃止する訓令
- 宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

ページ

議 会

○宮城県議会訓令第1号

宮城県議会情報セキュリティに関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

宮城県議会議長 中 島 源 陽

宮城県議会情報セキュリティに関する規程を廃止する訓令

宮城県議会情報セキュリティに関する規程（平成十六年宮城県議会訓令第4号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

○宮城県議会訓令第2号

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

宮城県議会議長 中 島 源 陽

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

令

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程（平成十二年宮城県議会

訓令第8号）の一部を次のように改正する。
様式第三号中

土地等の事業・雑所得		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得		

を

土地等の事業・雑所得		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の利子・配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得		

に

改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。